

経営企画室

令和8年6月12日

東京都立武蔵台学園校長 中村 大介

お問い合わせは担当まで

経営企画室 学事担当 浅野 真結子

電話 042-576-7491

ファクシミリ 042-576-7526

よりお知らせ

第一回 学用品・新入学用品申請について
提出締切 7/1 (水)

- ・「就学奨励費のしおり」または申請書裏面の支給対象品目をよくご覧になって、該当する品目名で申請書に記入してください。
- ・新入学用品申請書、学用品等申請書はお配りした用紙をお使いください。武蔵台学園ホームページからダウンロードもできます。
- ・お配りしている封筒は年間を通して使用するため、今回申請されない方も封筒は戻していただくようお願いします。
- ・期限までに提出が難しい場合は、経営企画室学事担当までご一報ください。

Q&A

Q-1 修学旅行や移動教室、実習用に買った物品は学用品等の支給対象になりますか？

A-1 行事や実習終了後、普段の授業等に使えるもの（体操着など）や通学時に必要なもの（雨具など）は学用品・通学用品費の支給対象となります。

Q-2 領収書やレシートは提出しなくてもいいのですか？

A-2 提出は不要ですが、ご家庭で保管をお願いいたします。内容についてお問い合わせする場合がございます。

Q-3 領収書がない場合はどうすれば良いですか？

A-3 注文履歴やカタログなど金額が証明できるものを購入申立書に添付して提出することができます。購入申立書はレシートの代わりになるものですので、申請書ではございません。購入申立書に記載したものは必ず学用品申請書にも記入をしてください。

Q-4 インターネット等で商品を購入した場合、送料や手数料は支給対象になりますか？

A-4 支給対象になりません。商品本体の金額のみ支給対象です。

Q-5 ポイントカードやクーポンの利用で割引された場合支給対象額は割引後の金額になりますか？

A-5 はい。割引後の金額を申請書に記載してください。

【高等部】就学支援金制度について

就学支援金とは、授業料を無償化するための国の制度です。月額100円の授業料相当額が国より補助され授業料に充てられます。令和8年度は制度が改正され、昨年度まで設けられていた所得制限が撤廃されました。制度改正に伴い、昨年度の認定者を含む高等部に在籍している全ての方に原則Logoフォームより申請していただく必要がございます。

※申請をご希望されない方は授業料の納入義務がございますので、経営企画室までご連絡ください。

【Logoフォーム申請用QRコード・URL】

☆申請締切：6月19日（金）



<https://logoform.jp/f/1cXOj>

毎月26日が口座引落日です

学校納付金は4月から1月までの年10回で納入をお願いしています。引落日の前営業日までにご登録のゆうちょ銀行口座に納入額＋手数料10円のご用意をお願いします。26日に残高不足で引落ができなかった方については、翌月10日に再度引落させていただきます。学校納付金が未納の方は就学奨励費を支給できませんので、未納にならないようにご協力をお願いします。



👉 経営企画室窓口にてターケースがございます。ターケースには、①学用品申請書

②新入学用品申請書（7月まで）③証明書発行申請書 ④通学証明書 ⑤給付型奨学金申込書

が入っています。保護者の方が、来校時に必要な書類をお取りいただけます。